

アルコール検知器導入助成金交付要綱

社団法人 佐賀県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 この要綱は、(社)佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が、アルコール検知器を導入する際、佐ト協は代金の一部を助成することとし、事故防止対策の推進に努めることを目的とする。

(対象品目)

第2条 アルコール検知器(付属品は除く)

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の4月1日から2月末日までの導入分とする。

(助成金の額)

第4条 助成金は、

- ① 購入価格が2万円以上のものは、価格の2分の1を助成
但し、上限は5万円とする
 - ② 購入価格が2万円未満のものは8,000円
 - ③ 8,000円未満のものについては実費分のみとする
但し、端数が生じたときは、百円未満は切り捨て処理とする
- とし、1事業者につき10万円を限度とする。

また、助成台数の上限は、車両保有台数と事務所機器1台までとする。

但し、予算の執行状況を勘案して増減することが出来るものとする。

なお、対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができる。

2 前項の価格には消費税を含めない。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は、機器を購入又はリースにより導入し助成金の交付を受けようとするときは、原則として当該年度の2月末日までに、様式1の「アルコール検知器導入助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、請求書並びに領収書等の写し(リースの場合は、リース契約書の写し)を添え、佐ト協へ申請するものとする。

(助成金の支払)

第6条 佐ト協は助成金を当該年度末までに会員事業者の指定金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該機器に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき。

(3) 事業者が当該年度中に佐ト協を退会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、佐ト協は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(対象機器の処分)

第8条 事業者は、交付対象となった機器が1年を経過するまでの期間、譲渡、処分等を行ってはならない。但し、あらかじめ佐ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項による処分が行われたときは、佐ト協へ報告しなければならない。

(附則)

事業者は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、本助成金に関する書類を、5年間責任を持って保存すること。

本要綱は、当該年度の4月1日に遡って適用する。